

令和5年第6回

荒川区教育委員会定例会

令和5年3月24日

於)特別会議室

荒川区教育委員会

令和5年荒川区教育委員会第6回定例会

1 日 時	令和5年3月24日	午後1時30分
2 場 所	特別会議室	
3 出席委員	教 育 長 教育長職務代理者 委 員	高 梨 博 和 長 島 啓 記 小 林 敦 子
4 欠席委員	委 員 委 員	坂 田 一 郎 繁 田 雅 弘
5 出席職員	教 育 部 長 教育総務課長 教育施設課長 学 務 課 長 指 導 室 長 教育センター所長 生涯学習課長 書 記 書 記 書 記 書 記	三 枝 直 樹 山 形 実 的 場 寛 佐 藤 彰 洋 津 野 澄 人 杉 山 茂 青 谷 宗 彦 原 田 正 伸 小 川 綾 一 丸 田 恭 雅 宮 島 弘 江

(1) 審議事項

議案第 8 号 荒川区教育委員会事務局の人事について

議案第 9 号 指導主事の任用について

議案第 10 号 荒川区立学校等の園長、副園長、校長及び副校長の任用について

議案第 11 号 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則等の一部
を改正する規則

議案第 12 号 荒川区文化財保護審議会委員の委嘱について

(2) 報告事項

ア 感染症に伴う学級閉鎖等の状況について

イ 新学期以降の教育活動について

ウ 荒川区文化財保護推進員の委嘱について

エ 令和 5 年度社会教育関係団体への補助金について

オ 荒川区生涯学習推進計画（第三次）後期重点プロジェクトの素案に対する意見につい
て

(3) その他

教育長 ただいまから荒川区教育委員会令和5年第6回定例会を開催いたします。

初めに、出席者数の御報告を申し上げます。本日、3名出席でございます。

議事録の署名委員につきましては、長島委員、小林委員、御両名にお願いいたします。

1月13日開催の第1回定例会の議事録につきましては、前回の定例会にて配付し、この間、御確認を頂いたところでございます。本日、特に皆様から御意見等がなければ承認とさせていただきますと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

教育長 それでは、承認といたします。

ただいまから、本日の議事日程に従いまして議事を進めさせていただきます。

本日は審議事項5件、報告事項5件となっております。

初めに、議案第8号「荒川区教育委員会事務局の人事について」を議題といたします。山形総務課長、説明をお願いします。

教育総務課長 議案第8号「荒川区教育委員会事務局の人事について」御説明を申し上げます。内容でございます。次のとおり任命いたします。新職種、教育施設計画担当課長、田中欣也。前任職は健康推進担当課長(心得)健康推進係長(課長補佐)兼新型コロナワクチン接種担当係長でございます。続きまして指導室長、下条知淑。前任職ですが東大和市第七小学校長でございます。発令月日については4月1日。任命につきましては、教育委員会事務局従事を区の方から命じられた場合とさせていただきます。

併せまして、次のとおり職を解くものでございます。現任職が指導室長、津野室長でございます。津野澄人。発令月日4月1日。台東区立蔵前小学校の校長に、令和5年度から就任をするものでございます。関係条例については記載がございますように、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第18条第7項に準ずるものでございます。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

教育長 ただいまの説明につきまして、質疑がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」との声)

教育長 ないようであれば、質疑を終了します。

議案第8号について、御意見はございますでしょうか。

(「なし」との声)

教育長 討論を終了いたします。議案第8号につきまして、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」との声)

教育長 異議ないものと認めます。

議案第8号「荒川区教育委員会事務局の人事について」は原案のとおり決定といたします。

津野室長から御挨拶をお願いします。

指導室長 荒川区では、最初に第六瑞光小学校の校長として2年間、そして、瑞光小学校で2年間、こちら指導室長として3年間、合計7年間大変お世話になりました。ありがとうございました。特にこちらに来たときにはコロナ禍ということで、今もマスクをしているのですが、来たときもマスク、そして3年間ずっとマスクのままで来ておりましたが、コロナ禍でも子どもたちの体験活動ですとか学びの保障ということで皆様方にお世話になり、そしてようやく通常の教育活動に戻ってきつつあります。午前中も幼稚園、小学校校長会の校長先生、園長先生たちが挨拶に来ましたけれども、荒川区はよかったということをおっしゃってくださっています。やはり、それは教育委員会の皆様のおかげだと思っております。

こちらで学んだことを、これからも生かして台東区立蔵前小学校の方で実践をしていきたいと思っております。長い間ありがとうございました。

教育長 小林教育委員の御発案で、津野澄人様に送別の花束とメッセージカードを御用意されたということです。では、小林先生からお渡しください。

小林委員 よろしいでしょうか。

指導室長 恐れ多くて恐縮です。

小林委員 本当に長い間ありがとうございました。感謝しております。

指導室長 ありがとうございました。

教育長 続きまして議案第9号「指導主事の任用について」を議題といたします。津野室長、説明をお願いします。

指導室長 議案第9号「指導主事の任用について」、5ページになります。内容です。令和5年4月1日付、指導主事の任命を行う。併せて転出する指導主事を報告するものでございます。

初めに、指導主事（充て）の同意となります。現在、江戸川区立松江第四中学校の鳥谷悠哉主幹教諭が指導主事の充てとなります。

もう一方、第六日暮里小学校主任教諭の飯田恵美が、本区の指導主事として昇任いたします。

続いて、指導主事の転出です。現在、指導室指導主事の太西寛和が、第九中学校の副校長として昇任をいたします。

現在、教育センター指導主事の田中克弥が、板橋区立志村第五中学校の主幹教諭として異動いたします。

なお、来年度、新年度の改正については参考の資料のとおりとなります。

御説明は以上となります。

教育長 ただいまの説明につきまして、御質疑ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」との声)

教育長 なければ、質疑を終了とさせていただきます。

議案第9号につきまして、御意見はございますでしょうか。

(「なし」との声)

教育長 討論を終了いたします。議案第9号につきまして御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」との声)

教育長 異議ないものと認めます。

議案第9号「指導主事の任用について」は原案のとおり決定といたします。

続きまして、議案第10号「荒川区立学校等の園長、副園長、校長及び副校長の任用について」を議題といたします。これも津野室長、説明をお願いします。

指導室長 議案第10号「荒川区立学校等の園長、副園長、校長及び副校長の任命について」御審議願います。内容としましては、令和5年4月1日付、荒川区立幼稚園並びに同区立小学校及び中学校の校長及び副校長の任用を行うものです。併せて令和4年度末をもって退職する教育管理職を報告いたします。

まず初めに、幼稚園長・汐入こども園長でございます。汐入こども園長については、表題にはありますが、内容としてはございません。

南千住第三幼稚園長を、現在、ひぐらし小学校副校長の柿原直昭が昇任として勤務をいたします。

続いて、東日暮里幼稚園長につきましては、現在、足立区立新田小学校副校長の村山貞則がその職に就きます。

なお、退職につきましては、兼任園長でもございます、先日御説明もさせていただきましたが、南千住第三幼稚園長の佐野実園長先生につきましては定年退職。東日暮里幼稚園長の末永寿宣園長先生につきましては、現在の再任用フルタイム終了となります。

なお、2番以下の小学校の校長等につきましては、2月10日の第3回の審議事項で御説明をいたしました。その説明に変わりございませんので割愛をさせていただけたらと思えます。御審議どうぞよろしくお願いいたします。

教育長 ただいまの説明につきまして、御質疑ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」との声)

教育長 ないようであれば、質疑を終了いたします。

議案第10号につきまして、御意見はございますでしょうか。

(「なし」との声)

教育長 討論を終了いたします。議案第10号につきまして御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」との声)

教育長 異議ないものと認めます。

議案第10号「荒川区立学校等の園長、副園長、校長及び副校長の任用について」は原案のとおり決定いたします。

津野室長は、ほかの公務のため退席させていただきます。

指導室長 申し訳ございません。本当にお世話になりました。ありがとうございました。

(指導室長 退室)

教育長 続きまして、議案第11号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則について」山形教育総務課長、説明をお願いします。

教育総務課長 11ページを御覧いただければと思います。議案第11号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則」でございます。提案理由でございます。荒川区個人情報保護条例の廃止に伴いまして、関係条文を改めるものがございます。経緯のところを御覧いただければと思います。これまで、地方公共団体等がそれぞれ運用のために規律を定めていたところがございますが、今回、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が制定されまして、すべての規律につきまして、個人情報保護法に統合されることになりました。それに伴いまして、各地方公共団体が持っておりましてそれぞれの条例の規定は法に位置付けられる形になります。

荒川区におきまして、令和5年4月1日に荒川区個人情報保護条例が廃止されます。それに伴いまして、今回規則改正をすところ、引用の条項がございますので、その引用の条項を改めるものがございます。関係する規則につきましては記載がございますように、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則。二つ目が、幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則。三つ目が、幼稚園教育職員の住居手当に関する規則のこの三つでございます。施行月日については、令和5年4月1日でございます。

具体的には、13ページ、14ページを御覧いただければと思いますが、改正前のところに、荒川区個人情報保護条例と書いてあるものが、今回、荒川区会計事務規則というところに引用が変わるものがございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

教育長 ただいまの説明につきまして、御質疑ございますでしょうか。特段、変わりはないの
ですね。

教育総務課長 そうですね、総括されてしまう感じです。

教育長 よろしいでしょうか。ないようであれば、質疑を終了いたします。

議案第11号につきまして、御意見はございますでしょうか。

(「なし」との声)

教育長 討論を終了いたします。議案第11号につきまして御異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」との声)

教育長 異議ないものと認めます。

議案第11号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則等の一部
を改正する規則」は原案のとおり決定といたします。

続きまして、議案第12号「荒川区文化財保護審議会委員の委嘱について」を議題といた
します。青谷生涯学習課長、説明をお願いします。

生涯学習課長 議案第12号「荒川区文化財保護審議会委員の委嘱について」でございます。

提案理由でございますが、荒川区文化財保護審議会委員について委嘱するため、提案するも
のでございます。

内容でございます。委嘱する荒川区文化財保護審議会委員は9名で、全員が再任でござい
ます。荒川区文化財保護審議会委員は、荒川区文化財保護条例第26条及び同27条の規定
により、文化財に関し広くかつ高い見識を有する者のうちから、教育委員会が委嘱するとな
っております。

なお、再任を妨げておらず、文化財保護のためには長期的に地域の文化財に取り組む必要
があることから、特段の理由がない場合、継続の意思がある方には継続をしていただいてお
ります。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

教育長 ただいまの説明につきまして、御質疑ございますでしょうか。

小林委員 特にありません。それぞれに非常に高い見識を持っておられる先生方ですし、長い
間、荒川区のために御尽力いただいておりますので、ありがたいと思っております。

教育長 長島委員。

長島委員 社会教育委員でしたか、一部の人が再任という形になっていたと思うのですが、文
化財保護審議会委員については、みんな一斉に変わるような形にはなっているということ
ですか。

生涯学習課長 今は再任時期がそろっているという状況でございます。

長島委員 分かりました。

教育長 よろしいでしょうか。ないようであれば、質疑を終了といたします。

議案第12号につきまして、御意見はございますでしょうか。

(「なし」との声)

教育長 討論を終了いたします。議案第12号につきまして原案のとおり決定することに御異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」との声)

教育長 異議ないものと認めます。

議案第12号「荒川区文化財保護審議会委員の委嘱について」は原案のとおり決定といたします。

以上で、審議事項は終了といたします。

続いて、報告事項に移ります。報告事項ア「感染症に伴う学級閉鎖等の状況について」及びイ「新学期以降の教育活動について」は同種の案件ですので、一括して学務課長から説明をさせていただきます。

学務課長 それでは、学級閉鎖等の状況について御報告をいたします。資料は17ページとなります。3月に入ってから学級閉鎖の状況でございますけれども、インフルエンザによるものが、そちらの資料のとおり3校、全体で6クラスとなっております。新型コロナウイルスによる学級閉鎖はございません。新型コロナウイルスの感染状況につきましては、東京都においても、現在1,000人を下回る状況で推移をしております。

各学校や園からの報告も現在ほとんどないという状況で、報告がある日も1人というような状況で、3月に入ってから6人ほどの感染という形になっております。

また、学校につきましては、本日修了式ということで、今後につきましては、新学期を迎えるまで、各御家庭で体調管理に努めていただきながら、新学期に備えて準備を進めていただくというような状況になってございます。

続きまして、資料の19ページになります。「新学期以降の教育活動について」御説明をさせていただきます。こちらは21ページからあります令和5年3月17日付で、文部科学省より発出されました通知を受けまして、各学校、園における新学期の対応を通知するものでございます。

まず、通知の1番に基本的な考え方を記載させていただいております。1点目に、児童生徒、教職員につきましては、学校の教育活動や通学においてもマスクの着用は求めないということを基本といたします。

2点目に、混雑が想定されます通勤時や校外学習などで医療機関、また高齢者施設等の訪

問の場合には着用を推奨するという位置付けで考えております。

また3点目としまして、マスクの着脱による差別的な取り扱いのないよう、しっかりと指導をしていただくとともに、着脱を強いることのないように留意いただくということをお示ししております。

そして、4点目として、換気についてはこれまで同様引き続き取り組んでいただくように記載をしております。

また、2番の教育活動・学校行事等の実施の可否についてですけれども、こちらにつきましては、基本的にはすべての教育活動、学校行事等を可能とする旨をお伝えしております。それ以降につきましては、幾つか通知の中にも場面に応じた留意事項をお示しつつ、資料の27ページにも、国の方で感染リスクが比較的高い学習活動ということを幾つか事例を上げて、留意点を示していただいておりますので、こういった点も考慮しながら、今後の新学期以降の授業、また学校教育活動に対応いただくということをお示したいと考えてございます。

今後につきましては、5月8日から、2類から5類に変更になるということもございまして、その後の対応につきましては、また改めて国や都の通知を確認しながら、各学校に周知をまいりたいと考えてございます。

説明は以上となります。

教育長 本件につきまして、御質問等ございましたらお願いいたします。

長島委員 27ページの感染のリスクが比較的高い学習活動についても、マスクは着用しないで換気等に気を付けるということですね。

学務課長 そうなります。基本的にマスクは着用しないというのが一定の方針という形で進めていきたいと思っております。

教育長 そのほか、いかがでしょうか。

小林委員 感染のリスクが比較的高い学習活動ですが、大声での会話は控えるとあるのですが、むしろマスクをして大声の方がいいのか、その辺はいかがですか。

学務課長 確かにそういった面も一理あるかもしれませんが、一定の距離を取ったりですとか、場面に応じながら向かい合って話をしないですとか、そういった工夫をしながら学校の方でも、この間もやってまいりましたので、工夫しながら行っていただきたいと考えてございます。

教育長 新学期に入ってしばらくの間は、教員も子どもたちも試行錯誤というか、様子を見ながらという形になると思います。

小林委員 文部科学省の初等中等教育局長からの通達にも、24ページのところですが、基礎

疾患があるなど様々な事情により感染不安を抱き、マスクの着用を希望したり、健康上の理由によりマスクを着用できない児童生徒もいることなどから、マスクの着脱を強いることのないようにするとありまして、これは重要とされますので、御指導の方、よろしくお願い致します。

学務課長 ありがとうございます。

教育長 そのほか、ございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは次に移らせていただきます。

報告事項ウ「荒川区文化財保護推進員の委嘱について」を議題といたします。青谷生涯学習課長、説明をお願いします。

生涯学習課長 「荒川区文化財保護推進員の委嘱について」でございます。29ページを御覧ください。ポイントでございますが、荒川区文化財保護推進員について、文化財保護条例に基づき委嘱するものでございます。

内容でございます。荒川区文化財保護推進員16名で、再任が15名、新任1名を委嘱するものでございます。これまで、日暮里地区が3名と、他の地区に比べて1名少なくなっておりましたが、このたび、渡邊雄一郎さんが新任となり、ほかの地区と同じ4名体制となりました。

荒川区文化財保護推進員は、荒川区文化財保護条例第32条及び同条例施行規則第23条の規定により、区の非常勤職員として委嘱しております。任期は2年となっており、再任の方はすべて継続の意思を確認してございます。

説明は以上です、よろしくお願いいたします。

教育長 ただいまの説明につきまして、御質問等がございましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。それでは、報告了承とさせていただきます。

次に、報告事項エ「令和5年度社会教育関係団体への補助金について」を議題といたします。青谷課長、説明をお願いします。

生涯学習課長 「令和5年度社会教育関係団体への補助金について」でございます。ポイントでございますが、令和5年度社会教育関係団体補助金を交付するに当たり、社会教育法第13条の規定に基づき、社会教育委員の会議で意見を聴取したところ、了承されたため報告するものでございます。

内容でございますが、生涯学習課所管分が団体補助7件、事業補助8件の計15件、教育総務課所管分が団体補助2件、32ページを御覧ください。事業補助7件の計9件、スポーツ振興課所管分が事業補助3件でございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

教育長 ただいまの説明につきまして、御質問等ございましたら、お願いいたします。

教育総務課長 補足をさせていただければと思います。教育総務課の所管分の31ページの下
の段でございます。小学校、中学校のPTA連合会については、コロナ禍でこの3年間いろ
いろなイベントが中止をしていたのですが、今年度辺りからオンラインの研修会ですとかそ
ういった工夫をし出しております。次年度についても徐々に活動が増えてくるかなと思っ
ております。

また、32ページの事業補助、合宿通学については令和2年から実施ができてございませ
ん。やはり、町会会館などで寝泊りをするというところが、町会が難しかったり、あとは、
食事を一緒に作ったりというところで、この3年間できていない状況でございます。5類に
なった後に、できれば少しずつ戻ればいいかなと思っているところでございます。

以上でございます。

教育長 小林委員。

小林委員 1点質問です。この団体補助あるいは事業補助の件数は、例年と比べてどうですか。
減少傾向にあるといったことはございますか。

生涯学習課長 生涯学習課所管分でございます。地域教育力向上支援事業というのがありまし
て、3年間にわたり20万円を上限に補助するものでございますが、来年度は新規で2団体
が増えております。3年間で終わって、その後ひとり立ちというものでございますので、そ
ういった意味では、新規で2団体増えたというのは、生涯学習課としては大きいことかと考
えてございます。

小林委員 分かりました。とてもうれしいことですね。

教育長 新規の団体はどれですか。

生涯学習課長 13番と14番でございます。子ども体験事業及び子どもたちのあらかワール
ドでございます。

教育長 どんなことをしている団体ですか。

生涯学習課長 子ども体験事業につきましては、地域の子どもたちに対して科学実験やイラス
トの講習会といった学習機会を提供している団体でございます。子どもたちのあらかワール
ドにつきましては、国籍を越えた地域交流や仲間づくりを目的にしていまして、様々な体験
や世界の遊びを提供していると。子どもたちが自分の居場所を見つけることを目指すことを
目的としてございます。

教育長 長島委員、いかがでしょうか。

長島委員 前回、案件に出て、昨日までに意見を求められている。

教育長 生涯学習推進計画ですね。

長島委員 あの中に外国人に関することがあって、具体的にどういうことを進めるかで、例えば日本語教育とか、項目がほかのに比べて少ないのかなと思っていたものですから、今の14番の内容を聞いて、そういうことも進めていってほしいなと思いました。

教育長 事業補助ということで、来年度から新たに補助がされるということですが、これは御意見ということでよろしいでしょうか。

長島委員 はい。

教育長 それでは、そのほか特になければ、この件についても報告了承とさせていただきます。

ただいまの長島委員からの御発言に関連して、前回の教育委員会において、生涯学習課から説明をさせていただきました、「荒川区生涯学習推進計画（第三次）後期重点プロジェクト事業の素案に対する意見について」を議題といたします。青谷課長、説明をお願いします。

生涯学習課長 3月10日の教育委員会で報告させていただきました、荒川区生涯学習推進計画（第三次）後期重点プロジェクトの素案に対し、小林委員から多くの貴重な意見を頂きましたので報告させていただきます。ありがとうございます。

まず四つの重点プロジェクトのうち、一つ目、生涯にわたり豊かな心を育む学習環境の充実についてでございます。小林委員からは、とても重要な項目である。学習相談機能の整備は重要。生涯学習センターやゆいの森を利用した学習相談を充実してもらいたい。

また、将来的には、ゆいの森における相談機能を充実させ、子育て相談、養育相談、あるいは就労相談などが展開されるとよいのではないかといた御意見を頂きました。

この点につきましては、ゆいの森の課長とも共有させていただいているところでございます。現在、ゆいの森で行っております税務相談等を継続しつつ、頂いた御意見を基に相談機能の充実を検討していくとの意見が、ゆいの森課長からあったところでございます。

また、生涯学習施設だけではなく、将来的には広く公共施設におけるインターネット環境の整備をより充実することも必要ではないかとの御意見も頂いております。この点につきましては、ゆいの森や各地域図書館、ふらっとにっぼりや荒川さつき会館等の区内各施設にインターネット環境が整備されてございまして、また、ふれあい館につきましても、現在2館が導入している状況でございます。ふれあい館の所管の課長にも話を聞きまして、今後、ほかのふれあい館にも順次導入予定と聞いてございます。

次に、重点プロジェクトの二つ目で、子ども・若者の未来を育む学びの推進についてでございます。小林委員からは、前は、子どもだけであり若者が入っていなかった。今回若者を入れたのは大変よいとの御意見を頂きました。

また、学習活動に対する実態調査を見ると、18歳から29歳で、1年間の間に学習、活動をしなかったという割合が約3割に達している。これは問題なのではないか。ティーンズ

あるいは20代前半辺りはケアされにくい層である。この辺りをターゲットとした活動を展開するのは重要である。活動内容として、学習に関心のない層へのアプローチも考えてもらいたい。若者の活動内容が、どちらかという積極的に活動を展開するリーダー層を対象としている。それ以外の層についても視野に入れるような活動が展開できないものか。また、若者向けにスキルを習得できるような学習プログラムを組めないものだろうかとの御意見も頂きました。

この点につきましては、すぐに事業立ては難しいのですが、例えば3月19日曜日に行われた、青年が主体的に参加運営する荒川区青年大会ですとか、二十歳の集い実行委員会など、若者が行政とつながり、若者がイベントや企画に参加していく機会を捉え、今後、若者がどう参加でき、また、どういったことができるのかというのを検討してまいりたいと考えてございます。

三つ目として、多様性を尊重し認め合うための学びの展開についてでございます。小林委員からは、国際的な動向に一致している。外国籍の児童は様々な課題を抱えているように思われる。こうした児童へのケアは、ソーシャル・インクルージョンに含んで活動を展開するとよいのではないかと。

また、グローバル化に向けたところで、多文化共生センター東京への活動への支援が含まれているが、これは文化交流推進課の担当のようであり、主管は文化交流に置かれているように思われるとの御意見も頂きました。

これにつきましては、教育委員会学務課の方で、ハートフル日本語適応指導事業というのを実施してございます。日本語指導が必要な児童等に対して支援を行っており、その一つの場所として多文化共生センター東京で実施しているところでございます。

最後に、地域での活躍を支える学びの拡充についてでございます。こちらは、学びによって地域コミュニティを活性化することは大変重要であるとの御意見を頂きました。

以上、小林委員からは、大変多くの貴重な御意見を頂きました。誠にありがとうございます。今後の事業運営に反映させていければと考えてございます。引き続き、よろしくお願いいたします。

教育長 小林委員、いかがでしょうか。

小林委員 丁寧な御回答いただきまして、本当にありがとうございました。今後の事業運営で充実した事業が展開されることを望んでおります。生涯学習、非常に重要な部分かと思いますので、これからもぜひ力を入れていただければと思っております。ありがとうございます
生涯学習課長 ありがとうございます。

教育長 先ほどの長島委員からの御指摘ですが、社会教育団体への補助金についてということ

ですけれども、御質問の御主旨は、グローバル化を見据えた形での生涯学習支援というか国際的といいますか、国籍を越えた交流とか生涯学習の支援ということですので、もしよろしければ、ここで改めてお話しただければと存じます。

長島委員 荒川区の外国人人口をちょっと調べてみたら8%、9%くらいですか。全国平均だと3%弱くらいですので、多いのかなと。外国人の内訳がよく分かっていなくて、どんな人たちかというのが分かっていないので何とも言えないのですが、第三次に項目として挙げられていたのは日本語教育とか、そういうものが目立っていたので、先ほど補助金のことで説明があっといういろいろな国籍の子どもたちが交流するような、そういったことも大事だなと思って、さっきちょっと発言したということです。どこの国の人、やはり中国の方が多いですか。

教育長 そうですね。中国、韓国が多いです。国籍別のデータもございます。

長島委員 それから、昨日までに本当はお伝えしなければいけなかったのですが、今日改めて前回のものを読み返してみても、表現で1個、運営方法が変わる生涯学習センターという標記があったのですが、どう変わるのかというのを書いたほうがいいのかと。こうなるのでこういったことが可能になるみたいな。読んでいくと何か変わるのだろうなというのは分かるのですが、どう変わるのかというのは、多分この会議でも説明されていると思うのですが、忘れてしまったりしているので、生涯学習センターの運営方法が、そもそもどう変わるのでしたっけ。

生涯学習課長 現在、指定管理者が運営している生涯学習センターが、令和5年度4月から区の直営になるということで運営方法が変わると記載させていただきましたが、指定管理者から区の職員に運営形態が変わると書こうとしたのですが、そうすると、指定管理者の運営が悪いと誤解を招く可能性もありまして、運営方法を変更するという形で書かせていただいたところでございます。

今後、指定管理者ができなかった人と人とをマッチングさせたり、地域と区民の方をつなぐという役割を、荒川コミュニティカレッジで十数年にわたりまして区の職員がやってきたノウハウがございますので、そういったノウハウを生かして、区の職員が生涯学習センターを中心に生涯学習を運営していきたいと考えてございます。

長島委員 わかりました。

教育長 御指摘ありがとうございました。ほかに本件についてはよろしいでしょうか。

用意させていただいた案件は以上でございます。

「その他」の報告事項として、教育委員会の日程について、教育総務課から説明がございません。

教育総務課長 33ページを御覧いただければと思います。33ページから令和5年度の教育委員会の日程を記載してございます。定例会については、基本的には第2、第4金曜日でございますけれども、議会等の具合で時間が15時半というところが時々ございます。

また、34ページ以降については、例えば4月6日に小学校の入学式、4月7日に中学校の入学式からスタートして、各学校の行事などがございます。コロナ前まで戻ることは難しいかもしれませんが、可能な限り教育委員の皆様方に学校現場を御覧いただければと思います。来年度については周年行事も4校ございますので、そういったところも御覧いただければと思います。

以上でございます。

教育長 よろしいでしょうか。それでは、以上をもちまして、教育委員会令和5年第6回定例会を閉会といたします。

了